

尾道市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金

安全・安心な住環境づくりを進めるため、市内の老朽化し危険な空家等の除却を行う方に、除却費用の一部を補助します。

対象建築物

- ・特定空家等 … 尾道市が特定空家等の認定を行った建築物（ただし、措置が命じられているものを除く。）
- ・不良空き家 … 次の①から③をすべて満たし、市が事前判定で不良空き家に認定した建築物
 - ① 概ね1年以上使用されていないもの
 - ② 建物内の半分以上を住宅として使用されていたもの
 - ③ 構造の腐朽又は破損などにより、著しく危険性のあるもの

尾道市が事前判定を行います。
事前にご相談ください。
解体後の申請はできません。



対象者

- ① 次のいずれかを満たすもの
 - ア 建築物の所有者又はその相続人（※土地の所有者が違う場合は、当該土地の所有者の同意が必要）
 - イ 建築物の除却について、所有者等から承諾を得た人
- ② 市税等の滞納がないこと
- ③ 暴力団関係者でないこと
- ④ 対象建築物が複数人の共有又は相続財産である場合は、共有者全員又は相続人全員から除却について同意書又は紛争等が生じた場合の誓約書を提出すること
- ⑤ 対象建築物に所有権以外の権利が設定されていないこと（※その権利を有する者全員の同意があれば可）
- ⑥ 同じ年度内において、当補助金の交付を受けていないこと

対象工事

- ・尾道市内に本店、支店、営業所等を置き、建設業法の許可を受けているもの又は建設リサイクル法の解体工事業の登録をしているものに請け負わせる除却工事であること
- ・他の公的な補助金の交付を受けない除却工事であること
- ・敷地内の付属物（樹木、門など）、地下埋設物の除却工事は補助対象外です。

補助金額

補助対象経費の2/3 又は [標準除却費に8/10を乗じて得た額]の2/3

上限
60万円

募集期間

令和7年5月7日(水)から 令和7年11月28日(金)まで

※受付は先着順です。なお、予算がなくなり次第終了します。

注意事項

- ・除却工事の請負契約は、補助金交付決定を受けた後に契約を結ぶ必要があります。
- ・令和8年2月末までに完了する除却工事が対象となります。
- ・建築物を除却した場合、土地の固定資産税が上がる可能性があります。
- ・建築物の除却後は、1ヶ月以内に法務局で「建物滅失登記」を行う必要があります。
- ・除却後の土地の適正管理を行う必要があります。

※お問い合わせ先：尾道市役所 建設部 まちづくり推進課 住宅政策係 TEL：0848-38-9347

申込期間
令和7年5月7日～
令和7年11月28日

空き家を解体したい



【不良空き家】の場合

【特定空き家等】の場合

不良空き家の事前判定申請

書類審査 現地調査 ※要立会

認定通知

不認定

認定

補助金交付申請

書類審査

決定通知

施工業者と契約締結

工事着手

(変更・廃止する場合)

変更等承認申請

承認通知

工事完了

完了届 提出

書類審査 現地調査

確定通知

補助金請求

補助金交付

報告期間
令和8年2月末または
工事完了日から30日
以内のいずれか早い日
まで

特定空き家等の認定を
受けている方はここから

